

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（令和4年度）

令和5年6月30日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）第13条第1項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成23年8月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和4年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針1(2), 2(1)(3), 5, 6, 7）

（抑留中死亡者の特定）

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から提供された死亡者名簿や抑留者登録カード等について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、令和4年度中に、資料の特定に至った抑留中死亡者は110人となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、127人（前年度までに特定できた者を含む）の遺族の所在を確認し、その遺族に対して死亡日や埋葬場所等の得られた情報をお知らせした。

	死亡者数	特定件数		お知らせ件数	
		総計	令和4年度	総計	令和4年度
旧ソ連地域	約53,000	39,367人	95人	37,252人	101人
モンゴル	約2,000	1,472人	15人	1,355人	26人
合計	約55,000	40,839人	110人	38,607人	127人

（死亡者名簿等の公表）

- 厚生労働省は、平成27年4月に、ロシア連邦政府等から提供されている資料の全てに係る概要と主な記載事項等を公表した。以後、原則として毎月、資料の翻訳・照合調査・解析を行い、死亡者名簿等及び身元特定者について公表している。

（資料の収集）

- 厚生労働省は、令和4年12月に、ロシア連邦国立軍事古文書館より抑留者の病気・治療の記録等約2,400枚を取得した。また、令和4年7月と令和5年3月にモンゴル国立公文書館より抑留者の死亡証明書、死亡調書等約2,500枚を取得した。さらに同国からは外交ルートを通じて4枚の裁判関係資料を受領した。

2. 遺骨収集事業の実施

（基本方針1(2), 2(2), 4, 5, 6, 7）

（埋葬地調査）特定埋葬地数：231箇所、遺骨収容済み埋葬地数：213箇所

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和4年度にカザフスタン共和国において、埋葬地の情報はあるものの未だ場所が特定できていない埋葬地について調査を行ったが、新たな埋葬地の特定には至らなかった。また、過去に遺骨収集を実施し、未収容部分があると思われた埋葬地1箇所の最終確認を行い、収容済みであることを確認した。

(遺骨の収容) 収容遺骨数[※] : 20, 251 柱

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和4年度にカザフスタン共和国において1柱相当の検体を採取した。
※ このほか復員あるいは引揚げの際に戦友等により持ち帰られた遺骨が約1,700柱。

(身元特定のためのDNA鑑定) DNA鑑定実施数 : 2,593件、伝達遺骨数 : 1,191柱

- 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合に身元特定のためのDNA鑑定を実施している。令和4年度のDNA鑑定の結果、旧ソ連地域で収容した遺骨のうち、18柱の身元が判明した(判明に至らなかった遺骨は32柱)。また、令和4年度においては、令和3年度のDNA鑑定による身元判明分を含め12柱の遺骨を遺族にお渡しした。これにより、旧ソ連地域で収容した遺骨について、令和4年度末までに2,593件の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、その結果判明し遺族にお渡しした遺骨は1,191柱となった。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管

(基本方針2(1)(3))

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から取得した抑留者関係資料について、業務において引き続き保有を要するものを除いて、その適切な保存及び利用等を図るため、国立公文書館への移管を進めている。
※ これまでに移管した資料(令和5年3月末現在)
 - 旧ソ連邦抑留中死亡者名簿(翻訳)(18冊)
 - 旧ソ連邦抑留者登録カード(DVD約90枚)
 - その他旧ソ連邦政府等提供資料(約220冊、マイクロフィルム約2,300本、DVD5枚)

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝

(基本方針3,5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、慰霊巡拝の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難であったこと等から、実施を令和5年度に延期することとした。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

(基本方針3,5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク(ロシア連邦)とウランバートル(モンゴル)の抑留中死亡者慰霊碑を建立・管理している。また、令和4年度に新たに建立したカザフスタン共和国の小規模慰霊碑を含め、これまで旧ソ連地域の16地域に小規模慰霊碑を建立し、地方政府に管理を委託している。

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

(基本方針3)

- 厚生労働省は、昭和館、しょうけい館及び平和祈念展示資料館の適切な連携を図るため、総務省及び3館の担当者が出席する関係施設等連携会議を2回開催し、広報活

動や巡回展等の連携について検討を行い、令和4年度は以下の事業等を行った。

- ① 3館が連携して神奈川県で巡回展を開催。
- ② 夏休み期間中（令和4年7月16日から9月4日まで）、3館全てを見学した児童生徒等の来館者にオリジナルグッズを配布するスタンプラリーを実施。

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携

（基本方針3）

- ・ 令和4年8月23日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花を行った。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

（基本方針3）

- ・ 総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請

（基本方針7）

- ・ 外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。